

特定医療費(指定難病)の医療費助成対象となる指定医療機関の取り扱いの変更 及び受給者証に記載する指定医療機関の記載方法の変更について

令和3年4月1日以降から

- ◆ 現在お持ちの受給者証に記載のない難病指定医療機関でも受給者証を使用できるようになります。
- ◆ 福岡市が交付する「特定医療費（指定難病）受給者証」の指定医療機関の記載を「各都道府県または政令指定都市の指定する難病指定医療機関」に一本化します。

- 令和3年4月1日以降は、指定医療機関の追加・変更申請が不要になります。
- 福岡市内をはじめ、全国の都道府県及び政令指定都市が指定した難病指定医療機関であれば受給者証が使用でき、難病医療費の助成を受けることができます。
- 現在、既に受給者証をお持ちの方については、令和3年4月1日以降に自己負担上限額の変更などに伴い新たに交付する受給者証から順次、上記のとおりへ記載の切替えを行います。
 - ※ 自動で切替えを行いますので、指定医療機関の変更手続は不要です。
 - ※ 現在の受給者証の有効期間の終了日（通常は、令和3年10月31日）までに新たに受給者証を交付する理由がなかった場合は、更新後に交付する受給者証から上記の記載になります。
- 難病指定医療機関かどうかの確認は、各医療機関が所在する各都道府県または政令指定都市のホームページで確認できます。また、難病情報センターのホームページの「難病指定医療機関・難病指定医のご案内」に全国の都道府県、政令指定都市の掲載先アドレスのリンクが貼ってありますので、ご利用されると便利です。

(掲載アドレス) <https://www.nanbyou.or.jp/entry/5308>

難病情報センター 指定医療機関

検索

様式第2号

特定医療費（指定難病）受給者証	
公費負担者番号	
特定	
受給者	
被保険者証の	適用区分
指定医療機関	所在地
指定医療機関	所在地
指定医療機関	所在地

**各都道府県または政令指定都市
の指定する難病指定医療機関**

- ① 受給者証の利用方法については、これまでと変更ありません。
- ② これまでと同様に、難病指定医療機関以外の医療機関では医療費助成の対象になりません。また、難病指定医療機関であっても、受給者証に記載された病名に関係ない治療等は医療費助成の対象となりません。
- ③ 現在お持ちの受給者証でも、福岡市内をはじめ、全国の都道府県及び政令指定都市の難病指定医療機関であれば受給者証を使用でき、医療費の助成を受けることができます。
- ④ 福岡市以外が発行する受給者証については、各都道府県又は政令指定都市によって取り扱いが異なります。福岡市外に転居される際はご注意ください。